

農地を相続したときは とどけで 届出を!

農地法が改正され、
農地を相続したときの届出が義務付けられました。
農地を相続された場合には、**法務局での所有権移転 登記
完了後**に農地のある市町村の農業委員会に届出をお願いします。

手続きは...

- ・農業委員会にある届出用紙に記入し、提出してください。（農地法第3条の3第1項の規定による届出書）

※添付書類：登記完了証等（登記が完了したことが分かる書類の写し）

困った ときは...

- ・例えば、
相続した方が地元を離れていて自分では手入れできない場合に、農業委員会が農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。
お気軽にご相談ください。



詳しくは農業委員会へ

村田町農業委員会事務局

〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6
(東庁舎2階)

電話 0224-83-6409 FAX 0224-83-2114

E-mail : mura-nog@town.murata.miyagi.jp